

出雲市農業委員会（第3期）第4回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和5年(2023)11月27日(月)午後2時30分から午後3時50分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(24名)

大梶 泰男	岡田 征記	河原 昭紀	持田 守夫	若槻 博美
江角 昭夫	佐藤 文男	松本 尚幸	岸 勝	石飛 忠宏
今岡 充	松井 幸男	八幡 みさこ	伊藤 猛	常松 守男
天野 明浩	森山 亮二	勝部 守	立石 行雄	湯浅 道行
伊藤 美樹	佐野 芳夫	嘉本 良市	水 壯	

4 欠席委員(0名)

5 提出議題

(1) 報告事項

報第6号 会長専決処分の報告

報第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第9号 農地法第43条第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第12号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第13号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第14号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第15号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第16号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第17号 農地法第5条から3条への事業計画変更申請決定について

議第18号 非農地証明について

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に8番松本尚幸委員、9番岸勝委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。報告事項、報第6号会長専決処分の報告、報第7号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報第9号農地法第43条第1項の規定による届出について、を一括して報告します。

第3回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条1件、第5条9件、事業計画変更1件については、島根県農業会議第92回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の11月10日付けで許可決定しております。以上、報告といたします。

議長 続いて、報第7号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の1ページから2ページをご覧ください。今月は受付番号77番から86番の10件の通知がありました。内訳としては、耕作者変更のためが1件、転用申請のためが6件、農地法第3条申請のためが1件、契約内容の変更のためが1件、借り人の都合が1件、となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」な

どの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。第4回総会報告事項の3ページから16ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号166番から192番までの27件でした。権利の取得事由は、27件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについて備考欄に記載しております。受付番号168番と169番、受付番号172番と173番、受付番号178番と179番、はそれぞれ関連する届出です。受付番号180番について、備考欄に、内ため池、内畑、内山林と書いてありますが、登記簿上にこのような表記で残っているため記載をしています。内ため池、内山林と記載のある筆について、実際の農地として使用される面積は、登記面積から備考欄に記載している面積を引いたものになりますが、議案としては、登記簿上の面積となります。受付番号166番、169番、172番、173番、177番について、備考欄に持分の割合が書いてありますが、これは被相続人からそれぞれ記載のとおり、の割合の権利を相続されました。受付番号170番、177番、182番、187番は、あっせん希望がありましたので、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、11月10日付で通知を出しております。以上、報告といたします。

議長 続いて、報第9号農地法第43条第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

後藤副主任 報第9号について、ご説明いたします。報告事項の17ページから21ページをご覧ください。今月は、1件の届出がありました。まず、制度について簡単にご説明します。通常は、農業用ビニールハウス内の底面をコンクリートにする場合は、転用許可を受けなければなりません。平成30年の法改正により「農作物栽培高度化施設」として一定の基準を満たす施設については、事前に農業委員会に届出を行うことで農地としての扱いのまま転用許可なく設置できるようになりました。この一定の基準とは、施設の棟高が8.0m以内、軒高が6.0m以内であるといった高さの基準や日光を通さない素材のビニールハウスの場合は、隣の農地に日影を生じさせないといったものがあります。農業委員会としては、この施設に対して毎年の農地パトロール等で現地確認をすることになります。現地確認では、届出内容のとおり使用されているか確認し、計画に則した状態でない場合は指導の対象になります。それでは、個別の案件についてご説明いたします。報告事項17ページ

の受付番号3番です。場所は稗原町で、案内図は18ページです。稗原町の田2筆です。建築予定の施設は長さ22.0m、間口6.5m、棟高3.6m、軒高1.6mのビニールハウスが2棟です。ビニールハウスの面積は合計で286.00㎡です。ビニールハウスの屋根及び壁面は光を通さない素材です。建築後は菌床生シイタケを生産する計画です。施設の内部には、菌床シイタケの栽培棚を片方は13個×4列、もう片方は15個×4列、また空調設備等を設置する計画です。今回の届出により、農地として扱われることになるため、固定資産税は農地として課税されることとなります。本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から2週間以内とされております関係上、事務局で内容を確認し、要件を満たすものとして10月26日付で通知を出しています。以上、報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

議長 続いて、議第12号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課打田係長から内容について、説明をお願いします。

打田係長 それでは、議第12号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。それでは、11月30日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。まず、賃借権の設定についてです。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「賃借権」の行をご覧ください。設定の合計は25筆、66,697㎡、うち新規の設定が6筆、27,758㎡、再設定が19筆、38,939㎡です。この内訳は、同じ2ページの【別表①】の表の「総計」の欄の一番下の「合計」の欄をご覧ください。相対分の合計が、20筆、59,396㎡、中間管理事業分の合計は、5筆、7,301㎡ となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。続きまして、使用貸借権の設定です。2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「使用貸借権」の行をご覧ください。設定の合計は19筆、11,968㎡、うち新規の設定が5

筆、2, 263㎡、再設定が14筆、9, 705㎡です。この内訳につきましては、3ページの【別表②】の「総計」の欄の一番下の「合計」の欄をご覧ください。相対分の合計が、3筆、1, 323㎡、中間管理事業分の合計が、16筆、10, 645㎡となっており、すべて中間管理事業一括方式分、となっております。今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の【利用権設定合計】とあります表の「総計」の欄の「合計」の行をご覧ください。44筆、78, 665㎡です。その他、詳細な設定内容につきましては、4ページ以降の各筆明細に掲載しておりますが、その中で、4ページ一番上の番号1100の34につきましては、島根県有地である出雲農林高校の圃場跡地をJAしまねが借り受け、ぶどうのハウス団地を造成し、研修用施設として活用するものです。また、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。10ページの表と、11ページの「総括表」を合わせてご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定により、島根県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を所有者から買い入れ、中間保有した後、担い手である農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は3筆、2, 128㎡です。以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定等を受けた者が、経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。説明は、以上でございます。

議長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

石飛委員 議席番号10番の石飛です。内容等についてはではないのですが、設定する利用権の賃借料の中で、10aあたりの金額が記載されています。年に1度賃借料を公表する際、これらの数字を積み上げていけば参考になるのではないのでしょうか。

打田係長 ありがとうございます。基本的に賃貸借については、金額を、使用貸借については、畑地とかいちじくとかいった記載しかしていませんが、可能な限り分かりやすく、システムの問題もありますが、検討していきたいと思えます。

阿川事務局長 補足ですが、備考欄に金額が記載してあります。使用貸借は0円なので、

金額を記載していません。賃貸借の場合のみ金額が記載してあります。この金額を積み上げて、年1度公表する賃借料の公表資料としています。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第12号について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第12号について承認します。

議 長 次に、議第13号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事 それでは、議第13号農地法第3条の規定による許可の決定について、ご説明いたします。第4回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が15件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから3ページをご覧ください。受付番号92番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号93番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣居住予定者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号94番について説明します。譲渡人は、住居移転による耕作不便のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号95番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、譲渡人の親戚で従来からの耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号96番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号97番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、従来からの耕作者である受人に譲渡するものです。

所有権移転後は、野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号98番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として利用し野菜を栽培される計画です。

受付番号99番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的に野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号100番について説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便のため、近隣宅地購入者である受人に譲渡するものです。受人の住所は市外ですが、申請地に隣接する空き家をリフォームしながら別荘として利用され、毎週末通って耕作するとのこと。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号101番について説明します。譲渡人は、耕作面積が狭小なことによる耕作不便のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的に野菜や果樹を栽培される計画です。

つづいて受付番号102番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的に果樹を栽培される計画です。

つづいて、受付番号103番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、譲渡人の親戚であり、申請地近隣で民宿を営んでいる受人に譲渡するものです。受人は申請地に隣接する宅地を購入し、民宿の規模拡大を計画されており、所有権移転後は、その民宿で提供する野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号104番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、野菜や果樹を栽培される計画です。

つづいて、受付番号105番について説明します。譲渡人は、高齢による労力不足のため、譲渡人の孫である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて、受付番号106番について説明します。譲渡人は、申請地に隣接する市道の拡幅工事により耕作面積が狭小となったことによる耕作

不便のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的に野菜を栽培される計画です。

以上、受付番号92番から106番については、4ページから6ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第13号について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第13号すべての案件について承認します。

議 長 次に、議第14号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

三木係長 それでは、議第14号農地法第4条の規定による許可の決定について、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。今月は、4件の申請がありました。議案書は7ページ、参考資料は1ページから8ページをご覧ください。今月は、12月に開催予定の第93回常設審議委員会に諮問する予定の案件はありません。また、説明案件もありません。今月は追認の案件が2件あります。受付番号37番の案件は、平成4年頃から宅地の一部として利用していたものです。受付番号38番の案件は、平成25年頃から宅地の一部として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。以上、受付番号37番から40番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

山田次長 前回の総会で説明事項の基準について、ご質問がありましたので、今回の

総会から説明資料の表紙に説明案件の基準を記載させていただいていますので、ご確認ください。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第14号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第14号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議長 次に、議第15号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について、及び関連がございますので、議第16号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤副主任 議第15号について、ご説明いたします。議案書の8ページから12ページ、説明資料の1ページから30ページ、参考資料の9ページから48ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が27件、使用貸借権の設定が3件の合計30件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている3件について、12月に開催予定の第93回常設審議委員会に諮問する予定です。

それでは、個別の案件についてご説明いたします。議案書8ページの受付番号178番です。説明資料の1ページから3ページをご覧ください。転用場所は天津町の田2筆です。案内図は2ページです。転用目的は、宅地分譲です。面積は、転用面積・所要面積ともに2,053.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で宅地建物取引業を営んでいる法人です。この度、利便性の高い申請地を整備し、宅地分譲地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が5000万円で、これに対する資金調達は全額借入金の計画であり、証明を確認しています。

つづいて、議案書8ページの受付番号183番です。説明資料の4ページから6ページをご覧ください。転用場所は佐田町反辺の田3筆です。案内図は5ページです。転用目的はWC S置場です。面積は転用面積が1,635㎡、所要面積が1,683.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項ただし書きの「農業用施設」に該当します。事業計画についてご説明いたし

ます。事業者は近隣で酪農業などを営んでいる法人です。この度、経営する店及び牧場に近く利便性の高い申請地を整備し、WCS置場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が50万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

つづいて、議案書9ページの受付番号184番です。説明資料の7ページから9ページをご覧ください。転用場所は多伎町口田儀の田1筆です。案内図は8ページです。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、転用面積・所要面積ともに2,596.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。市内で太陽光発電事業を行っている法人です。この度、9号線沿いで利便性の高い申請地を整備し、太陽光発電所用地として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が1113万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。なお、この後の説明案件7件は今説明した件と同じ事業計画者であるため一部省略して説明します。なお、説明案件ではない5件を含めた13件を合計した金額以上の資金があることを証明で確認しています。

つづいて、議案書9ページの受付番号185番です。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。転用場所は湖陵町三部の畑1筆です。案内図は11ページです。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、転用面積・所要面積ともに1,471.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。この度、道路沿いで管理する既存施設に近い申請地を整備し、太陽光発電所用地として利用する計画です。

つづいて、議案書9ページの受付番号188番です。説明資料の13ページから15ページをご覧ください。転用場所は湖陵町二部の畑3筆です。案内図は14ページです。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、転用面積・所要面積ともに1,021.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第45条第2号の「公共500」に該当します。事業計画についてご説明いたします。この度、管理する既存施設に近い申請地を整備し、太陽光発電所用地として利用する計画です。

つづいて、議案書9ページの受付番号189番です。説明資料の16ページから18ページをご覧ください。転用場所は湖陵町二部の畑1筆です。案内図は17ページです。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、転用面積・

所要面積ともに1, 169.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。この度、管理する既存施設に近い申請地を整備し、太陽光発電所用地として利用する計画です。

つづいて、議案書9ページの受付番号190番です。説明資料の19ページから21ページをご覧ください。転用場所は湖陵町大池の畑2筆です。案内図は22ページです。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、転用面積・所要面積ともに1, 845.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。この度、管理する既存施設に近い申請地を整備し、太陽光発電所用地として利用する計画です。

つづいて、議案書10ページの受付番号192番です。説明資料の22ページから24ページをご覧ください。転用場所は湖陵町大池の畑3筆です。案内図は23ページです。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、転用面積・所要面積ともに1, 104.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。この度、管理する既存施設に近い申請地を整備し、太陽光発電所用地として利用する計画です。なお、申請地の西側にある太陽光発電所は転用事業者が管理している発電所の1つになります。

つづいて、議案書10ページの受付番号195番です。説明資料の25ページから27ページをご覧ください。転用場所は湖陵町大池の畑1筆です。案内図は26ページです。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、転用面積・所要面積ともに2, 113.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。この度、管理する既存施設に近い申請地を整備し、太陽光発電所用地として利用する計画です。

つづいて、議案書10ページの受付番号196番です。説明資料の28ページから30ページをご覧ください。転用場所は湖陵町大池の畑2筆です。案内図は29ページです。転用目的は、太陽光発電所です。面積は、転用面積・所要面積ともに2, 073.00㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。事業計画についてご説明いたします。この

度、管理する既存施設に近い申請地を整備し、太陽光発電所用地として利用する計画です。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。説明は以上です。

つづいて、議第16号について、ご説明いたします。議案書は13ページ、参考資料は13ページから14ページ、31ページから32ページ、39ページから40ページ、47ページから48ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が3件、使用貸借権の設定が1件の合計4件の申請がありました。なお、今回の4件は全て先に説明を行った議第15号の関連案件です。そのため、単独での案件はありません。以上、議第15号の30件及び議第16号の4件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

佐藤委員 議席番号7番の佐藤です。今月の5条申請は太陽光発電が多いですが、多分現場の状況も耕作放棄地やそれに近い状態でなかなか耕作できない農地で業者が太陽光発電で使いたいということだと思います。今回2種農地、3種農地で太陽光発電を計画されていると思いますが、1種農地での太陽光発電は違う要件があったのではないかと思います。太陽光発電が許可できる要件について説明してください。新しい農業委員もいらっしゃるので、お願いいたします。

後藤副主任 太陽光発電について質問をいただきましたので回答します。営農型発電とそうでないものとの取扱いについてご質問をいただきました。まず、太陽光発電の転用については大きく分けて2種類ありまして、通常の太陽光発電の転用と営農型太陽光発電での転用があります。通常の太陽光発電の転用については通常の転用として取り扱いを行います。なお、原則として第1種農地については転用許可が不可とされています。営農型太陽光の転用とは、支柱部分を一時転用という形で転用を行い、残りの部分では太陽光パネルの下で営農を行うという形態のことを言います。この場合は通常の太陽光発電では認められていない農地転用の制限がかかっている農用地区域内の農地や第1種農地でも太陽光発電の許可を出すことができます。その代わり、一時転用であるため期間満了時や事業終了時には農地への復旧が必要です。なお、通常の一時転用と比べ、期間が最長3年ではなく10年間であり、一時転用では3年を超える期間延長は認められていませんが、この営農型太陽光発電で

の一時転用は再度許可を取れば期間を延長することが可能です。出雲市では、この営農型発電の転用については上津で一件許可の実績があります。もう一つこれまでの設置事例で問題となっているような事例があるかどうかについて質問をいただきましたが、現在までのところで農地転用での太陽光発電について問題が発生したという報告は出雲市ではありません。全国的には太陽光発電を貸借した土地に設置し、貸借期間が終了してもそのまま設置した太陽光発電施設を放置し所有者が困っているという事例がありますが、今回の申請分では所有権移転を伴う転用であるためその点で現在の農地所有者に対して問題になることはないと考えます。なお、周辺の土地所有者に対して今回の転用について説明を行っていることを添付資料にて確認しています。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

水委員 議席番号24番の水です。太陽光発電の案件が非常に多いですが、いきさつがわかれば教えていただきたいのですが。もう一つ、議案書の11ページ199番の案件は説明案件ではありませんでしたが、参考資料の33ページ、34ページの図面も併せてみると、転用全体面積と記載がありますが、実際の転用する面積はいくらになるのでしょうか。

山田次長 今月の申請は、同じ事業者が多くの場所で太陽光発電を行う申請がでてきます。この件は、たまたまこのタイミングで申請されていますが、最近太陽光発電に関する相談が多く寄せられています。聞いたところによりますと、国の施策として再生可能エネルギーの割合を増やすという方針が示されているようです。そのため中国電力が発電事業者に対し、再生可能エネルギーの供給を増やすよう要請しているという話があるようです。出雲市では、まとめて出たのが今月ということですが、島根県内でも今年に入ってから太陽光発電の申請が増えているようです。申請されているのが、2種農地、3種農地ということで、事業者も1種農地での申請は難しいというのを承知されており、申請できる場所をさがして申請されているようです。そのため、湖陵地域や多伎地域での申請が多くなる傾向にあります。今後もこれほど多くということではないかと思いますが、引き続き、太陽光発電の申請がでるのではないという感触を持っています。

水委員 たまたま今回同一事業者がまとめて申請されたということですね。

後藤副主任 続けて失礼します。199番の申請について、ご説明します。案内図では

わかりにくかったかと思いますが、既存宅地が隣接しており、農地は主に来客用駐車場になるのですが、全体面積の一部の農地が転用されるということになります。資料では「全体転用面積」と記載していますが、「事業面積」の方が適切だったと思います。訂正をお願いします。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

常松委員 議席番号15番の常松です。農業者として、一言申しあげたいのですが、こうやって非耕作地がどんどん太陽光パネルの設置が許可されていくと、県外では放置されて、管理されないまま有害物質が流れ出るといった問題が起きている訳です。他にも懸念しているのは、設置した法人がなくなることもあることだと思いますが、その後放置された時の対策は、周りが田んぼという場所もあると思いますが、太陽光パネルが劣化して周りに流れ出る可能性があることについて、どのようにお考えですか。

山田次長 十分なお答えになるかわかりませんが、全国的に問題になっているのが、貸し借りをしている農地で、期間が終了しても放置したまま事業者が逃げてしまうケースがあります。今回の申請は、事業者が用地を取得して事業を行う計画なので、この点は心配ないかと思います。さきほど常松委員さんがおっしゃったように、事業者が放置するケースことも心配される場所かと思えます。現在のところ、このような場合、例えば行政が後片づけを行うような制度はありません。国としては、再生可能エネルギーの推進ということもありますので、太陽光発電を規制するような状況ではありません。ただ、近年農地を使って太陽光発電を行うケースも増えてきています。現在は対策としてはないところですが、県から太陽光発電に関する調査もありますので、そういった機会を捉えて、問題提起なり、対策を求めるようにしていきたい。

石飛委員 議席番号10番の石飛です。今回申請があった場所は私の地域ですので、説明させていただきます。申請地はほとんどが畑です。見た目は畑か雑種地か山なのかわからない状況です。この状況でだめですなどという、地権者からは、「私の土地について、何をいうのか。」といわれる位、言い方は悪いかもしれませんが、死んでいる土地なのです。事業者や行政書士が私に相談に来られた際には、必ず隣近所には説明してください。近所の方がいいと言われたらやってください、とお話ししています。今月申請が出ているもの以外に1～2件近所の同意がないため、返しています。その件はまたでるかもしれません。その申請地に田がありましたが、周りの田の所有者に説明に行

ったら、私の田も買ってほしいと言われたそうです。とにかく、私のところにこられた際は、チェックして、周り近所に迷惑をかけることにならないように必ず説明してもらうようにしています。

議長 　　他の委員さんもそういった相談等があるかと思しますので、参考にしていただければと思います。他にご意見、ご質問はありませんか。

持田委員 　　議席番号4番の持田です。183番について、説明資料の6ページの図面で730-2のところには、丸がついていませんが、これは転用済ということでしょうか。

後藤副主任 　　間に雑種地があります。

持田委員 　　農地は3筆で間違いありませんか。

後藤副主任 　　間違いありません。

議長 　　他にご意見ご質問はありませんか。

議長 　　質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第15号及び議第16号についてについて承認される方の挙手を求めます。

議長 　　挙手全員と認めます。よって、議第15号及び第16号を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議長 　　次に、議第17号農地法第5条から3条への事業計画変更申請決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事 　　それでは、議第17号農地法第5条から3条への事業計画変更申請について、ご説明いたします。第4回総会議案の14ページ、参考資料の47ページから48ページをご覧ください。権利の移転・設定を伴わない計画変更が1件提出されております。受付番号1番について説明します。本件は、先ほど決定いただいた農地法第5条申請の受付番号206番、および農地転用事業計画変更の受付番号29番と関連する案件です。申請場所は、参考資料の住居建設予定地の南側に隣接する農地です。当初計画者は、倉庫を建てる計画で、昭和59年に1筆、昭和61年に1筆の合計2筆の5条の転用許可を

受けられました。しかし、倉庫を建設する必要がなくなったため、建てることなく現在に至ります。この度、以前5条許可を受けた2筆を1筆に合筆されましたが、再度2筆に分筆され、当該地は当初計画者がそのまま農地として耕作するため今回申請されたものです。当初計画者は、申請地で野菜を栽培される計画です。以上、受付番号1番については、14ページ下の調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第17号農地法第5条から3条への事業計画変更申請について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第17号の案件を承認いたします。

議 長 それでは、議第18号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員 それでは議第18号、非農地証明の申請について説明します。議案書の15ページ及び説明資料31ページから34ページをご覧ください。今月は2件の申請がありました。

受付番号30番について説明いたします。申請地については議案書15ページに載せております。また説明資料の31ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料32ページの現況写真をご確認ください。申請地は溜池と山林に囲まれ軟弱地盤で長期間耕作をされず、草木が生い茂って原野の状態となっています。現地確認は11月7日に森山農業委員、岸推進委員、浜村推進委員、小村推進委員、事務局職員で行っています。

つづいて、受付番号31番について説明いたします。申請地については議案書15ページに載せております。また説明資料の33ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料34ページの現況写真をご確認ください。申請地は神西湖の隣接で軟弱地盤で長期間耕作をされず、草木が生い茂って原野の状態となっています。現地確認は11月7日に森山農業委員、岸推進委員、浜村推進委員、小村推進委員、事務局職員で行っています。

以上2件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

せん。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議長 担当農業委員さん補足がありましたらお願いします。森山委員さんいかがですか。

森山委員 議席番号17番の森山です。一緒に確認をさせていただきましたが、特に神西湖の方ですが、大きく水が入るといってもありまして、機械が入らないということで、長期放置されていて、管理も難しい場所でした。もう一つの方も道路と池が一体化しており、機械が全く入れない状態になっていまして、非常に管理が難しい場所でした。以上です。

議長 事務局及び担当農業委員から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号11番の今岡です。31番について確認をさせていただきたいのですが、地図を見る限り、過去に公共投資がされている形状にみえますが、それについては、公的な事業が入っていないかという点が今回の非農地証明に問題はないのか教えていただきたいと思います。

高木行政専門員 申請地は写真のような状態になっており、堤防は土地改良事業で改良されていますが、先ほど森山委員のお話にありましたように、水が何センチか溜まっておりまして、とても農地利用できる状況ではないとして議案にあげさせさせていただきました。

今岡委員 状況として低湿地で耕作できないのはわかりますが、今回判断するにあたって、ここに公的な事業、資金が投入されているのかいないのか、それをどう判断されたのかを再度確認させていただきたいと思います。

高木行政専門員 十分な説明かどうかわかりませんが、前回佐藤委員さんからも土地改良の件でご質問いただきました。その後、事務局でもいろいろ話をさせていただいていますが、土地改良事業自体が古いもので、昭和40年頃から行われており、最近行われたものは8年間の規制がありますが、古いものにつきま

しては、土地改良事業があったとしても、昭和40年代とすれば、50年は経過していますので、農業委員会としては、ここが農地として判断できるかということで非農地と判断させていただいたところです。古い土地改良事業については、現況で判断させていただくということで、事務局では話をさせていただいたところです。

松本委員 議席番号8番の松本です。指針となるものがあるかどうか。それが、50年とか、今土地改良されて8年という話もありましたが、8年経ったらいいのかという話もできます。前段の土地改良が、きちんと事業実施した場合でもこういったこともありますので、前例として50年経てば、いいという前例になってしまう恐れがあるので、そのあたりを明確化してほしいということです。

山田次長 今、明確に50年とかいう基準は設けていません。基本的には、現況をみて判断しています。説明資料の35ページをご覧ください。非農地証明の基準を下に載せています。神西湖岸の農地は、原因ははっきりしませんが、2の自然災害を受けた農地ともいえるかもしれません。そういった要素も加味して判断してはと思います。耕作されない農地も増えてきていますので、ある程度整理する必要があるのかなとは思っています。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第18号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって、議第18号非農地証明について、を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後 3 時 5 0 分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

阿川事務局長、山田次長、三木係長、後藤副主任、和泉主事、高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 打田係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員
